

新宿区教育委員会会議録

平成25年第1回定例会

平成25年1月11日

新宿区教育委員会

平成25年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年1月11日(金)

開会 午後 1時56分

閉会 午後 2時10分

場 所 本庁舎6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委 員	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
		調 整 主	
教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第2 第2号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第3 第3号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

---

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議には、白井委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

議事に入ります前に、昨年12月10日の臨時教育委員会における選挙において、委員長に就任いたしましたので、改めて一言、御挨拶を申し上げます。

さて、今回、教育委員6名のうち2名が交代となりまして、新たな風が注入されることになると期待しております。前委員長の熊谷委員が常々おっしゃっておられましたように、新宿区の教育委員会は、非常に活発な議論を行っております。新宿区の子ども達のために、全力を尽くすという責任感を持って、本委員会をさらに実りのあるものとしていきたいと考えております。私も委員長として頑張りたいと思いますので、皆様、よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様は議席ですが、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。本日、各委員が座っておられる席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

---

◎ 第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

◎ 第2号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例

◎ 第3号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 第2号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例」、「日程第3 第3号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案から第3号議案について御説明させていただきます。

初めに、「第1号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

資料は、お手元の議案書をごらんください。

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の改正に伴い、引用条項の規定を整備するものです。

裏面に新旧対照表を規定しておりますので、ごらんください。

第13条ですが、ここは介護補償について定めている条項ですが、第1項、（2）で障害者自立支援法に規定する障害者施設に入所している場合は、介護補償を行わないことを規定しており、この条文で引用している「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたため、引用法令名を改正するものです。

施行日は、平成25年4月1日です。

提案理由は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の改正に伴い規定を整備する必要があるためです。

続きまして、「第2号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例」についてです。

議案の裏面をごらんください。

この条例は、新宿区立中央図書館及び新宿区立こども図書館を旧戸山中学校に仮移転するため、施設の設置位置の改正を行うためのもので、両者とも「新宿区下落合一丁目9番8号」から「大久保三丁目1番1号」に改めるものです。

施行日は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において新宿区教育委員会の規則で定める日です。

提案理由は、新宿区立中央図書館及び新宿区立こども図書館の仮移転に伴い、位置を変更する必要があるためでございます。

次に、「第3号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

議案の裏面をごらんください。

図書館所蔵の視聴覚資料の貸し出し数量の上限を定めている別表第1を改正し、「3点以内」から「5点以内」にするものです。

別表については、1枚おめくりいただいて最後のページに掲載しております。右が現行、左が改正案ということになっておりまして、種別の3段目の視聴覚資料のうち、コンパクト

ディスク、カセットテープ、レコードの貸し出し数量の部分を改正するものです。

施行日は、平成25年4月1日。

提案理由は、図書館所蔵の視聴覚資料の有効活用及び区民サービスの向上を図るため、貸し出し数量の上限を改正するためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

まず、第1号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

特にございませんか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 これは特にないようですので、討論及び質疑を終了します。第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 それでは、第1号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 附則で、条例の施行が公布から5カ月を超えない範囲で別に決めるということになっていますけれども、恐らく仮の施設の整備に一定の時間がかかるから、それを見て規則で施行日を決めるということになっているのだらうと思います。この際、その施設整備にかかるスケジュールを、概要を教えていただければと思います。

○中央図書館長 今回、現在の中央図書館を、緊急震災対策によりまして旧戸山中学校を仮施設として移転するという工事ですけれども、これは平成24年、昨年10月から工事着工ということで進めてきております。そして平成25年、本年の5月末に工事を完了という予定でございます。これは既存の学校施設を図書館として使用するために、図書館用途として改修するというものでございます。そして、平成25年の5月、工事完了後、6月に中央図書館に建物が引き渡しされる予定でございます。その上で、移転作業の準備に入りまして、予定といたしましては平成25年7月の子どもたちが夏休みに入る前の開設を目指して準備を進めているというところでございます。ただし、現時点では、この改修工事の終了時期、あるいは移転作業に要する期間のスケジュールを確定することは困難です。工事の進捗状況がございまずので、確定させるということは困難です。そのために、移転年月日を明確にすることができないために、条例の施行日を規則に委任したというものでございます。予定としては、繰り返しになりますけれども、子どもたちが夏休みに入る前の7月の開設を目指して準備を進

めているというところでございます。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 特にないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

それでは、第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第2号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 この目的が、有効活用及び区民サービスの向上を図るということになっております。そのために貸し出し点数を3点から5点に上限をふやすということですが、これが妥当であるという根拠はございますか。

○中央図書館長 CDにつきましては、貸し出し数量をふやしてほしいという要望が寄せられております。それから、現在のCDの利用状況について調べましたところ、CDの所蔵数が増加している一方で、総貸し出し数が減少している状況にあり、視聴覚資料の有効活用を図ろうということです。また、現在のCDの在庫率を12月時点で調べましたところ、現在の3枚ですと、約75%。そして、5点になると約60%、6点になると約49%になるものと想定されるということで、5割切ってしまうため、ふやすにしても5枚が適当であると考えています。これは23区の状況なども調べつつ、まずは5点に改めたいと考えたところでございます。

○松尾委員 点数がふえますと、人気のあるものについて競合が増すという点もありますけれども、そのあたりも総合的に判断して5点が妥当であろうという、そういうことでよろしいでしょうか。

○中央図書館長 はい。

○松尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○菊池委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第3号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次に、本日の日程ではあらかじめ予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 11月28日の臨時教育委員会において、羽原委員から幼稚園教諭と保育士の給与の平均的な差額についての御質問がございましたが、そのとき給料表などを手元に持ってございませんでしたので、本日それについてお答えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

幼稚園教諭と保育士が、短大卒で20歳入区と仮定した場合、入区時の給与月額ですが、幼稚園教諭が17万5,700円、保育士が15万7,300円で、その差は1万7,700円となっております。そして、その10年後、両者とも昇任をせず、現在、業績評価等がありますが、これが毎年、C、良好ということで同じで推移した場合、これ仮定の話でございますが、その場合、幼稚園教諭は26万3,000円、保育士が23万7,500円ですので、その差は2万5,500円、10.7%、幼稚園教諭のほうが上回っている、こういうような状況になっております。

以上です。

○菊池委員長 今回の御報告に対して、何か御質疑、御討議ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 特にございませんとします。一応、教育委員としては、その額を知りたかったということで、今後の行政において、そのことを参考にさせていただきたいと思います。

---

## ◎ 閉 会

○菊池委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

---

午後 2時10分閉会